

第3陣避難者訴訟 第7回口頭弁論サマリー

福島原発避難者訴訟：第7回口頭弁論、福島地裁いわき支部において開催
第6回口頭弁論：4月23日（火）16：00から

2019年4月23日

福島原発被害弁護団 共同代表 弁護士 小野寺 利 孝
共同代表 弁護士 鈴木 堯 博
共同代表 弁護士 広 田 次 男

<本日の口頭弁論に関する問い合わせ先>
弁護士 小野寺宏一（おのでらこういち） 080-5587-4269

第1 訴訟そのものの概要

(1) 当事者

原告： ・64世帯（31世帯+33世帯） 162名
・ いずれも、福島原発事故当時、避難区域である楢葉町、富岡町などに居住していた住民であり、現在もいわき市のほか福島県内外において避難生活を強いられている。
原告代理人： 弁護士 小野寺利孝，同 広田次男，同鈴木堯博、同 米倉勉ほか
福島原発被害弁護団
被 告： 東京電力ホールディングス株式会社

(2) 請求額

被告が、原告らが福島原発事故によって被った被害として、合計金35億6400万円の賠償金の支払いをせよ。

第2 第7回口頭弁論の概要

今回の第7回口頭弁論は、「弁論の更新」手続きがあります。

担当裁判官の一部が人事異動で変更になったため、ダイジェスト版で今までの裁判の内容を再度陳述する手続きです。

今までの裁判で主張した内容のうち、富岡町の実態についての主張を再度指摘します。「原発事故後の富岡は、事故前の富岡（ふるさとの富岡）とは全く異なる」ことについて、様々な角度から指摘します。

また、3陣原告団長の猪狩弘道さんから、新しく来た裁判官に対し、原発事故の被害を訴える意見陳述をします。

さらに、今回の裁判の新しい主張として、「東電の悪質性」「今回の侵

害された権利がどのようなものであったか」について述べます。

2 第7回期日の流れ

第7回は、トータル約45分程度の予定です。原告猪狩弘道さんの意見陳述と原告代理人3名による陳述（富岡町論，東電の悪質性，今回侵害された権利の中身についての整理）を行います。

3 第8回期日

2019年6月18日（火）午後4時開始となる見込みです。

この日は、当方の主張の更なる追加（避難慰謝料の主張、1陣判決の批判など。この全部ではなくその一部になると思われます。）を行います。

以 上